

計画主体名	那須町、栃木県		
計画期間	H26～H28	総事業費（交付金）	79,000千円（39,500千円）
実施期間	H26		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	活性化計画の目標は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領に基づき「交流人口の増加」としており、本事業の実施により都市農村交流が促進されることから、法及び基本方針と適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	第6次那須町振興計画及び那須町農業振興地域整備計画書との連携や配慮、調和がとれている。 また、那須町山村振興計画書では、伊王野地区の活性化に向けた具体的な施策として、交流人口を拡大し山村地域の経済活性化を図るため、「農山村体験交流の促進」と、「交流拠点の整備」が明記されている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	適	地域代表者や関係機関による協議会により検討した結果であり、地域住民等との合意を基礎としたものとなっている。 地元代表者とは、具体的には「東山道伊王野整備基本計画策定協議会」の委員であり、次のとおり。 地元町議会議員兼伊王野里づくり委員会長 1名 伊王野自治会（地元）3名 伊王野城山保存会 1名 東山道伊王野ふるさと物産センター組合 6名 那須観光協会 1名 那須町商工会 2名 栃木県大田原土木事務所 1名 那須町役場 3名 また、道の駅ブランド力向上事業により、積極的に女性の意見を取り入れている。

事業の推進体制は確立されているか	適	活性化計画等に位置づけられた事業の推進のため、地元の代表者で組織した「東山道伊王野整備基本計画策定協議会」を設立し事業の推進体制が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	食材提供施設を整備することにより、その地域の多様な農作物の提供を通じて都市農村交流が促進されることから、事業内容との整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	適	計画期間3年、実施期間1年であり、基本方針及び実施要綱に定められた期間内であり、適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	適	交付金要望額39,500千円は、交付限度額（全体事業費79,000千円×交付額算定交付率1/2）の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	実施中又は既に完了した施設でなく、新たに整備するものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	本施設は木造の飲食施設であり、耐用年数は20年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定しており、適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	上記により1.23となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	本施設は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領事業におけるメニュー番号42の地域連携販売力強化施設であり、類別要件14に該当する。事業主体は那須町であり、当地域は山村振興法及び特定農山村法の指定地域であることから、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	施設整備の事業主体是那須町であり、事業完了後の施設管理は道の駅の管理者である東山道伊王野ふるさと物産センター組合が行うため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	適	本計画区域への入り込み客数は減少傾向にあるが、本施設の整備をすることで、地域の多様な農作物の提供が可能になり、都市農村交流が促進されることで、入り込み客数の増加が見込まれる。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	適	本計画区域内においては、本施設のような食材提供施設はないことから、地域の農産物を提供する拠点施設として、有効な活用が見込まれる。

利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	年間を通して地域農産物を提供することで、旬の地域農産物のPRを行う。家族連れ、団体客等の入込客数増加を見込み計画目標を策定した。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	道の駅内の既存施設との連携による相乗効果を得ることで、入り込み客の増加を図る。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	適	女性を積極的に雇用するとともに、女性の意見を取り入れて運営する予定である。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	栃木県建築工事積算単価に基づき積算しているため、過大ではない。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	施設本体のみを事業対象とするなど、必要最小限の整備にとどめ、コスト削減を実施している。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附帯施設は整備しない
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	備品は購入しない
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	現在、来訪者数の多い道の駅内に整備する。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	町有地である道の駅施設内に整備する。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	適	当該交付金で整備する1階の食材提供施設と、東山道伊王野整備事業(町単独)により整備する2階の集会場等において、事業費の按分を行い、当該交付金の事業費は7,900万円である。当該交付金事業対象の床面積は273.68㎡であるから、延べ床面積㎡当たりの事業費が

			288,658円（7900万円÷273.68㎡）で29万円以内であり、かつ延べ床面積1,500㎡以内である。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	適		東山道伊王野ふるさと物産センター組合は、町やJA等と連携し、生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な販売促進に取り組んでいる。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	適		地域農産物を提供する施設を整備することにより、地域農産物を積極的にPRすることができ、販売力が強化されるとともにブランド力向上につながる。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	適		年あたり362日間、運営する予定であり、継続的に雇用と所得を生み出す施設である。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	適		6次産業化に寄与するとともに、女性を中心に従業員を雇用する予定である。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適		町の当初予算に一般財源として措置済みである。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	適		当該施設の工事に関する入札方式は一般競争入札を予定している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適		当該施設整備後は「伊王野物産センター、食堂の設置及び管理に関する条例」に基づき、東山道伊王野ふるさと物産センター組合と管理及び運営に関する協定を締結し、適正に管理する。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	適		平成22年度に策定した東山道伊王野整備基本計画に基づき、適切な収支計画を策定している。また、経営診断は、平成25年度内に速やかに受けることとしている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	適		当該交付金で整備する1階の食材提供施設と、東山道伊王野整備事業（町単独）により整備する2階の集会場等において、事業費の按分は適正に行われている。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—		他の事業への重複申請の予定は無い。